

誓約書

令和 年 月 日

北九州市長 様

住所

氏名又は名称

代表者氏名 ㊟

私は、関連事業者の許可申請にあたり、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 北九州中央卸売市場条例第9条（暴力団員等の排除）
- 2 北九州中央卸売市場条例第33条（許可の基準）

※ 条例第9条及び第33条については、裏面に記載。

また、北九州中央卸売市場関連事業者として許可を受けた時は、北九州中央卸売市場条例及び関係諸法令を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、またはこれらに違反した時は、許可を取り消されても異議ありません。

北九州中央卸売市場条例

第9条(暴力団員等の排除)

取引参加者及び関連事業者(これらの者が法人である場合にあっては、その役員を含む。)は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号及び第3号においてこれらを「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- (3) その事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められること。
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この号及び次号において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

第32条 (関連事業者の許可)

関連業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 (略)

第33条(許可の基準)

市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (4) 申請者が前条第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者が関連業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。